

おくやみハンドブック



北谷町



町花 フイリソシンカ

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

北谷町では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、役場を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

北谷町役場 098-936-1234（代表）

事前準備について

役場にて各種手続きをする今後の流れになります。

※一部、役場庁舎以外での手続きが必要な場合があります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」
をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続き
ページをご覧ください。

STEP 4

おくやみ手続きナビのご案内

簡単な質問に答えるだけで、該当手続きを把握することができます。
下記二次元コードを読み取りぜひご活用ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、
各窓口へお越しください。



おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入の場合
 - ・資格確認書 ※お持ちの方のみ
 - ・国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合は、同世帯の国民健康保険加入者全員の資格確認書 ※お持ちの方のみ
 - ・各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など） ※お持ちの方のみ
 - ・葬祭費の請求のために必要なもの
 - ①喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
 - ②喪主の振込口座が分かるもの（通帳等）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

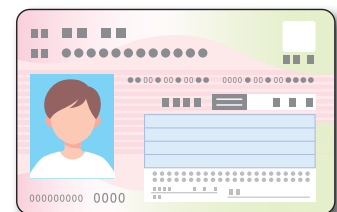
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療保険の資格確認書、
介護保険被保険者証、年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



遺族が役場内で必要な 手続きをまとめて抽出

STEP 1

読み込んで

STEP 2
答えて

STEP 3 抽出



<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/47326>



STEP 4

質問が終わると「あなたに該当する手続き」が表示されます。
表示された手続き名を押すと、各手続きに関する詳細な情報（手続きできる人、持ち物、手続きする担当課など）を確認することができます。

■ ■ パソコンからのご利用 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

① 下記URLからアクセスしてください

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/47326>

※検索サイトから「おくやみ手続きナビ」のワードで検索した場合は、「自治体名」から「北谷町」を選択してください。

② 画面が表示された後の利用方法は、スマートフォンからのSTEP2以降同様となります。

ご利用方法に関して不明な点がございましたら下記までお問合せください。

問い合わせ先 北谷町役場

☎ 098-936-1234 (內線 2220、2221、2222)

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (42 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(45 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (46 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (45 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (46 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

北谷町で必要な手続きについては 8 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡届について

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

※火葬がお済みの場合、死亡届は届出済です。

◇ 届出地

亡くなられた方の本籍地、届出人の住所地、死亡した場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇ 届出人

- ・親族（※内縁者は届出人にあたりません。）
- ・同居者
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・成年後見人・保佐人・補助人等（登記事項証明書または審判所謄本等の提出が必要です）

◇ 必要なもの

- ・死亡届（右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの） 1通

◇ 火葬許可証

死亡届を受領した際に交付します。予約された火葬場名をお知らせください。

◇ 北谷町役場の届出窓口

【平日】 8：30～17：15 北谷町役場1階 住民課

【休日】 8：30～17：15 北谷町役場1階 守衛室（守衛にお声掛けください）

なお、休日に届出をした場合、翌開庁日以降に記入内容の確認で来庁をお願いすることがあります。届書下部に昼間連絡がとれる電話番号の記入をお願いします。

◇ 届出をする前に

死亡届出後の手続きで、死亡届（死亡診断書）のコピーが必要になる場合があります。死亡届受理後はコピーを取ることができませんので、事前にとっておくことをお勧めします。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト

簡単に手続きを確認したい方は[コチラ](#)から



(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
戸籍	☐	死亡の記載がされた戸籍謄本等が必要	P.8
	☐	死亡診断書（死亡届）の写しが必要	P.9
住民登録	☐	住民票（除票）が必要になった	P.10
	☐	印鑑登録をしていた	
	☐	マイナンバーカードを持っていた	P.11
年金	☐	国民年金に加入していた	P.12
	☐	国民年金を受給していた	P.13
	☐	厚生年金に加入または受給していた	P.14
	☐	共済年金、農業者年金に加入または受給していた	
医療・国保	☐	国民健康保険に加入していた	P.15
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.16
	☐	限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた	P.17
	☐	特定疾病療養受療証を持っていた	P.18
介護保険	☐	介護保険被保険者証を持っていた	P.19
	☐	高額介護サービス費を受給していた	
子育て	☐	児童の父または母が亡くなったことによりひとり親となった	P.20
	☐	子どもが保育所等に入所している	P.21
	☐	子どもが学童に入所している	
	☐	子どもが幼稚園に入園している	P.22
	☐	児童手当を受給していた	P.24
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.25
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.26
	☐	ひとり親家庭等医療費助成を受けていた	P.27
	☐	こども医療費受給資格証の交付を受けていた	

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

死亡に伴う各種手続きチェックリスト

簡単に手続きを確認したい方は[コチラ](#)から



(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
障がい福祉	☐	身体障がい者手帳を持っていた	P.29
	☐	療育手帳を持っていた	
	☐	精神障がい者保健福祉手帳を持っていた	
	☐	障害児福祉手当を受給していた	P.30
	☐	特別障害者手当を受給していた	
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.31
	☐	重度心身障害者（児）医療費の助成を受けていた	
	☐	児童通所施設を利用していた	P.32
	☐	障害福祉サービスを利用していた	
	☐	地域生活支援サービスを利用していた	P.33
不動産	☐	北谷町に資産（土地または家屋）を所有していた（所有権移転登記が済んでいない）	
税金	☐	固定資産税が課されていた	P.34
	☐	北谷町に登記されていない家屋を所有していた	
	☐	原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車を所有していた	P.35
	☐	納付に係る手続き	
	☐	口座振替停止の手続き	P.36
上下水道	☐	上下水道を使用していた	
その他	☐	保護者等が亡くなられたことにより経済的にお困りの方	P.37
	☐	町営住宅に入居していた	P.38
	☐	犬を飼っていた	P.39

1. 戸籍に関する手続き

親族が亡くなった（遺族）

手続き 死亡の記載がされた戸籍謄本等の交付

手続き詳細	期 限
死亡届出後、戸籍に死亡の記載がされるまでに以下の日数がかかります。 ・亡くなられた方の本籍地に届出をした場合 … おおむね1週間 ・亡くなられた方の本籍地以外に届出をした場合 … おおむね2週間 ※年末年始、大型連休中に届出をされた場合、さらに日数がかかります。 ※死亡の記載完了の確認は本籍地の市区町村役所・役場にお問い合わせください。 【戸籍謄本の広域交付について】※委任状による請求はできません 本人・配偶者・直系親族（本人等請求）であれば、どちらの市区町村の窓口において戸籍の請求ができます。	なし
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの — 遺族のもの ☐ 請求者の本人確認書類（2ページ参照） ☐ 手数料 ※交付請求書に本籍の地番、筆頭者氏名を正しく記入することが必要です。確認したうえで請求してください。	・配偶者、直系尊属または直系卑属 ・上記の方からの委任状がある方
	問い合わせ先 住民課 ☎ 098-936-1234 （内線 2220・2221・2222）

MEMO

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. 戸籍に関する手続き

親族が亡くなった（遺族）

手続き 死亡診断書（死亡届）の写しの交付

手続き詳細	期 限
死亡届の写しは特別な事由がある場合に限り、請求の事由を明らかにして交付請求することができます。 【請求するための要件】 ☐ 亡くなった方の本籍が北谷町であること、または北谷町に死亡届出をしていること ☐ 特別な事由があること - 平成19年9月30日以前に契約した受取合計金額が100万円を超える郵便局の簡易保険請求 - 国民年金、厚生年金または共済組合の遺族年金の請求 - 労働災害遺族補償年金の請求 - その他特別の事由、法令、先例等で認められている場合	なし ※令和6年3月1日より前に提出のあった死亡診断書（死亡届）については、お亡くなりになった方の本籍地を管轄する法務局での請求になります。
	手続き可能な人
	・親族かつ利害関係人（保険受取人等）の方 ・上記の方からの委任状がある方
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの — 遺族のもの ☐ 利害関係人であることが確認できる書類等 ☐ 保険証書等 ☐ 請求者の本人確認書類（2ページ参照） ☐ 手数料 ※死亡届出人以外の方が受取人の場合には、続柄を証明できる戸籍等が必要な場合があります。	住民課 ☎ 098-936-1234 （内線 2220・2221・2222）

MEMO

2. 住民登録に関する手続き

住民票（除票）が必要になった

手続き 住民票（除票）の交付請求

手続き詳細	期 限
死亡に伴う手続きや官公庁への提出等、除票が必要な場合に限り請求することができます。 ※マイナンバーは表示できません。	なし
	手続き可能な人 利害関係人 (相続人、保険受取人等)
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの — 遺族のもの ☐ 本人確認書類 (2ページ参照) ☐ 手数料 ☐ 請求理由が分かる資料 (請求者あての除票の提出を求める文書等) ※関係性が確認できる戸籍が必要となる場合があります。	住民課 ☎ 098-936-1234 (内線 2212)

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた日をもって印鑑登録は廃止となります。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、住民課へ返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 印鑑登録証（カード） 遺族のもの —	住民課 ☎ 098-936-1234 (内線 2212)

2. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの廃止

手続き詳細	期 限
亡くなられた日をもってカードは廃止となります。カードの返納義務はありません。	—
相続等の手続きにおいて、亡くなられた方のマイナンバーが必要になることがありますので、諸手続きが終わるまでは保管してください。	手続き可能な人
※亡くなられた方の住民票（除票）にマイナンバーは表示できませんので、番号を控えておくことをお勧めします。	—
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの — 遺族のもの —	住民課 ☎ 098-936-1234 （内線 2213）

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入していた

手続き 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民年金加入者であった場合、請求ができる場合があります。ご遺族の状況によって、必要な手続きや提出書類が異なりますのでお問い合わせください。	要件により異なります。
	手続き可能な人
	要件により異なりますので、お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 年金手帳 ☐ 死亡診断書のコピー ☐ 住民票除票★ ※請求者のマイナンバー確認書類をご提示いただいた場合は★の書類を省略できる場合があります。 遺族のもの ☐ 手続きに来る方の本人確認書類（2ページ参照） ☐ 請求者のマイナンバー確認書類 ※1 ☐ 請求者の住民票謄本★ ☐ 請求者の預金通帳またはキャッシュカード ☐ 戸籍謄本等★ ☐ 生計同一関係に関する申立書（配偶者・子用）または生計同一関係に関する申立書（配偶者・子以外用） ※2 ※1 請求者のマイナンバー確認書類をご持参いただいた場合は★の書類を省略できる場合があります。 ※2 亡くなられた方と請求者の住所が異なる場合に提出が必要となります。	住民課 ☎ 098-936-1234 （内線 2215・2216）

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金を受給していた

手続き 未支給年金・遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民年金受給者であった場合、請求ができる場合があります。ご遺族の状況によって、必要な手続きや提出書類が異なりますのでお問い合わせください。	要件により異なります。
	手続き可能な人
	要件により異なりますので、お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 年金証書 ☐ 死亡診断書のコピー ☐ 住民票除票★ ※請求者のマイナンバー確認書類をご提示いただいた場合は★の書類を省略できる場合があります。 遺族のもの ☐ 手続きに来る方の本人確認書類（2ページ参照） ☐ 請求者のマイナンバー確認書類※1 ☐ 請求者の住民票謄本★ ☐ 請求者の預金通帳またはキャッシュカード ☐ 戸籍謄本等★ ☐ 生計同一関係に関する申立書（配偶者・子用）または生計同一関係に関する申立書（配偶者・子以外用）※2 ※1 請求者のマイナンバー確認書類をご持参いただいた場合は★の書類を省略できる場合があります。 ※2 亡くなられた方と請求者の住所が異なる場合に提出が必要となります。	住民課 ☎ 098-936-1234 （内線 2215・2216）

MEMO

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続き

手続き詳細	期 限
年金事務所へお問い合わせください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの — 遺族のもの —	コザ年金事務所 お客様相談室 ☎ 098-933-2267 (自動音声①→②) 予約が必要です。

共済年金、農業者年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続き

手続き詳細	期 限
各共済組合、農業委員会へお問い合わせください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの — 遺族のもの —	—

4. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
国民健康保険の加入者が亡くなられた場合、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費が支給されます。 葬祭費支給額：40,000円	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭を行った方（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 国民健康保険資格確認書 ※お持ちの方のみ 遺族のもの ☐ 本人確認書類（2ページ参照） ☐ 喪主であると分かる書類（お礼状、新聞広告、領収書等）または火葬許可証等 ☐ 葬祭を行った方（喪主）の口座情報が分かるもの ☐ 相続人代表者の印鑑	保健衛生課 ☎ 098-936-1234 （内線 2414）

手続き② 国民健康保険の資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、届出が必要です。	死亡の日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 国民健康保険資格確認書 ※お持ちの方のみ 遺族のもの ☐ 本人確認書類（2ページ参照）	保健衛生課 ☎ 098-936-1234 （内線 2412）

手続き③ 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。	死亡の日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類（2ページ参照） ☐ 国民健康保険資格確認書（世帯全員分） ※お持ちの方のみ	保健衛生課 ☎ 098-936-1234 （内線 2412）

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、役場の窓口で返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 後期高齢者医療資格確認書 ※お持ちの方のみ	保健衛生課 ☎ 098-936-1234 （内線 2414）

MEMO

4. 医療・国保に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭を行った方（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 後期高齢者医療資格確認書 ※お持ちの方のみ 遺族のもの ☐ 本人確認書類（2ページ参照） ☐ 喪主であることが分かる書類（お礼状、新聞広告、領収書等） または火葬許可証 ☐ 喪主の口座情報が分かるもの ☐ 相続人と喪主が別の場合、相続人の通帳	保健衛生課 ☎ 098-936-1234 (内線 2414)

限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた

手続き 限度額適用認定証等の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなった場合には、認定証を返還していただく必要があります。	死亡の日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証	保健衛生課 ☎ 098-936-1234 (内線 2412)

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返還していただく必要があります。	死亡の日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 特定疾病療養費受療証	保健衛生課 ☎ 098-936-1234 (内線 2414)

MEMO

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

5. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、役場の窓口で返却していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 介護保険被保険者証	福祉課 ☎ 098-982-7719 (直通)

高額介護サービス費を受給していた

手続き 高額介護サービス費の振込口座の変更

手続き詳細	期 限
高額介護サービス費を受給していた方が亡くなった場合、振込口座の変更手続きが必要です。	死亡から2年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ ご遺族の通帳と印鑑	福祉課 ☎ 098-982-7719 (直通)

MEMO

6. 子育てに関する手続き

児童の父または母が亡くなったことによりひとり親となった

手続き① 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	今後、児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類（2ページ参照） ☐ 戸籍全部事項証明書 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 年金手帳 ☐ 口座番号確認書類	子ども家庭課 ☎ 098-936-1234 （内線 2314）

手続き② ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得が一定額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	すみやかに
	手続き可能な人
	今後、児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類（2ページ参照） ☐ 戸籍全部事項証明書 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 資格確認書（申請者と子ども双方のもの）	子ども家庭課 ☎ 098-936-1234 （内線 2314）

6. 子育てに関する手続き

子どもが保育所等に入所している

手続き 保育所等の手続き

手続き詳細	期 限
こども園・保育園（認可外含む）などに登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類（2ページ参照） ☐ マイナンバー確認書類	子ども家庭課 ☎ 098-936-1234 （内線 2324）

子どもが学童に入所している

手続き 学童保育の手続き

手続き詳細	期 限
学童保育に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類（2ページ参照） ☐ マイナンバー確認書類	子ども家庭課 ☎ 098-936-1234 （内線 2320）

子どもが幼稚園に入園している

手続き① 世帯構成変更の手続き

手続き詳細	期 限
幼稚園を利用している子どもの世帯員が亡くなられた場合、変更の手続きが必要になります。	すみやかに
	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 (2ページ参照) ☐ 支給認定証	学校教育課 ☎ 098-982-7705 (直通)

手続き② 保護者変更の手続き

手続き詳細	期 限
幼稚園を利用している子どもの保護者として登録されている対象者が亡くなられた場合、変更の届出が必要になります。	すみやかに
	手続き可能な人
	今後、児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 (2ページ参照) ☐ 支給認定証	学校教育課 ☎ 098-982-7705 (直通)

6. 子育てに関する手続き

子どもが幼稚園に入園している

手続き③ 退園及び認定取り消しの手続き

手続き詳細	期 限
幼稚園を利用している子どもが亡くなられた場合、届出が必要になります。	すみやかに
	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 支給認定証 遺族のもの ☐ 本人確認書類 (2ページ参照)	学校教育課 ☎ 098-982-7705 (直通)

手続き④ 口座振替変更の手続き

手続き詳細	期 限
幼稚園食材料費の口座振替廃止後、亡くなられた方の口座から他の方の口座へ変更する必要があります。 ※口座振替により支払いしている方のみのお手続きです。	お早めに
	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 (2ページ参照) ☐ 支給認定証 ☐ 銀行届出印 ☐ キャッシュカード	学校教育課 ☎ 098-982-7705 (直通)

児童手当を受給していた

手続き① 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡の日から14日以内
	手続き可能な人 今後、児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 (2ページ参照) ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類 ☐ 資格確認書	子ども家庭課 ☎ 098-936-1234 (内線 2314)

手続き② 児童手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届(減額)の提出となります。	死亡の日から14日以内
	手続き可能な人 受給者またはその配偶者
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 (2ページ参照)	子ども家庭課 ☎ 098-936-1234 (内線 2314)

6. 子育てに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

手続き① 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなった場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。 また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	死亡の日から14日以内
	手続き可能な人
	今後、児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 (2ページ参照) ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 口座番号確認書類	子ども家庭課 ☎ 098-936-1234 (内線 2314)

手続き② 児童扶養手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなった場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届(減額)の提出となります。	死亡の日から14日以内
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 (2ページ参照)	子ども家庭課 ☎ 098-936-1234 (内線 2314)

特別児童扶養手当を受給していた

手続き① 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	すみやかに
	手続き可能な人
	今後、児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 (2ページ参照) ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類	子ども家庭課 ☎ 098-936-1234 (内線 2314)

手続き② 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた児童が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	すみやかに
	手続き可能な人
	受給者またはその配偶者
必要なもの	問い合わせ先
	子ども家庭課 ☎ 098-936-1234 (内線 2314)

6. 子育てに関する手続き

ひとり親家庭等医療費助成を受けていた

手続き ひとり親家庭等医療費助成の資格消滅届

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成受給資格者証の交付を受けていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 母子及び父子家庭等医療費助成受給資格者証 遺族のもの ☐ 本人確認書類 (2ページ参照)	子ども家庭課 ☎ 098-936-1234 (内線 2314)

こども医療費受給資格証の交付を受けていた

手続き① こども医療費受給資格証の返却

手続き詳細	期 限
こども医療費受給資格証の交付を受けていた児童が亡くなられた場合、その児童の受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ こども医療費受給資格証 遺族のもの ☐ 本人確認書類 (2ページ参照) ☐ 印鑑	保健衛生課 健康係 (保健相談センター) ☎ 098-936-4336

手続き② こども医療費の被保険者変更手続き

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、こども医療費助成の被保険者変更手続きが必要です。	新しい被保険者の健康保険加入後、すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ こども医療費受給資格者証 ☐ 児童の健康保険情報が確認できるもの（資格確認書、マイナポータルの資格情報画面、資格情報のお知らせ等） ☐ 銀行口座の通帳またはキャッシュカードの写し ☐ 手続きに来る方の本人確認書類（2ページ参照）	保健衛生課 健康係 （保健相談センター） ☎ 098-936-4336

MEMO

7. 障がい福祉に関する手続き

身体障がい者手帳を持っていた

手続き 身体障がい者手帳の返却

手続き詳細	期 限
身体障がい者手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 身体障がい者手帳	福祉課 ☎ 098-982-7719 (直通)

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳について、役場の窓口で返還していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 療育手帳	福祉課 ☎ 098-982-7719 (直通)

精神障がい者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障がい者保健福祉手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障がい者保健福祉手帳について、返却していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 精神障がい者保健福祉手帳	福祉課 ☎ 098-982-7719 (直通)

障害児福祉手当を受給していた

手続き

障害児福祉手当資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡の日から14日以内
	手続き可能な人
	親族 ※未払い請求ができる方は、同一世帯員のみとなります。
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合、下記①～③の書類 ①同一世帯員の振込口座の分かるもの ②受給者の死亡年月日が分かるもの（戸籍謄本または抄本、死亡診断書など） ③未払い請求する相続人の住民票	福祉課 ☎ 098-982-7719（直通）

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡の日から14日以内
	手続き可能な人
	親族 ※未払い請求ができる方は、同一世帯員のみとなります。
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合、下記①～③の書類 ①同一世帯員の振込口座の分かるもの ②受給者の死亡年月日が分かるもの（戸籍謄本または抄本、死亡診断書など） ③未払い請求する相続人の住民票	福祉課 ☎ 098-982-7719（直通）

7. 障がい福祉に関する手続き

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課 ☎ 098-982-7719（直通）

重度心身障害者（児）医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障害者（児）医療費助成受給資格者証の返却及び、資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者（児）医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 亡くなられた方の重度心身障害者（児）医療費助成受給資格者証 ☐ 未請求分の医療費領収書 遺族のもの ☐ 未請求分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの	福祉課 ☎ 098-982-7719（直通）

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
通所している児童が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、通所受給者証を返却または破棄してください。また、通所している児童の保護者が亡くなられた場合、通所受給者証の保護者変更手続きが必要となります。	死亡の日から14日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 亡くなられた方の通所受給者証	福祉課 ☎ 098-982-7719 (直通)

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、障害福祉サービス受給者証を返却または破棄してください。	死亡の日から14日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課 ☎ 098-982-7719 (直通)

7. 障がい福祉に関する手続き

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
地域生活支援サービスを受給していた方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、地域生活支援サービス受給者証を返却または破棄してください。また、地域生活支援サービスを受給している児童の保護者が亡くなられた場合、地域生活支援サービス受給者証の保護者変更手続きが必要となります。	死亡の日から14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	福祉課 ☎ 098-982-7719 (直通)

8. 不動産に関する手続き

北谷町に資産（土地または家屋）を所有していた (所有権移転登記が済んでいない)

手続き 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。 ※令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。(49ページ参照)	不動産の取得を知った日から3年以内
	手続き可能な人
	法務局へご確認ください
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 法務局へご確認ください 遺族のもの ☐ 法務局へご確認ください	那覇地方法務局 宜野湾出張所 ☎ 098-898-5454 (代表)

9. 税金に関する手続き

固定資産税が課されていた

手続き 固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に固定資産税が課税されている場合、固定資産税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきます。	相当な期間 (おおむね3ヶ月)
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	手続き可能な人 相続人
※相当の期間内に「固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届」が提出されない場合、北谷町が相続人代表者を指定することがあります。	
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 (2ページ参照)	税務課 ☎ 098-936-1234 (内線 1621、1622)

北谷町に登録されていない家屋を所有していた

手続き 未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期 限
相続により登記されていない家屋の所有者の名義が変更になる場合には、税務課に「遺産分割協議書」を提出する必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 (2ページ参照) ☐ 印鑑証明書 ☐ 被相続人が死亡したことが分かる戸籍または除籍 ☐ 改製原戸籍 (相続権を有する方全員が記載された戸籍) ☐ 戸籍謄本 (相続権を有する方が故人の場合は、それを証明する戸籍: 除籍)	税務課 ☎ 098-936-1234 (内線 1622)

9. 税金に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の廃車（名義変更）手続き

手続き詳細	期 限
原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、廃車または名義変更の手続きが必要です。	なし ※4月1日時点で所有者登録されている場合、課税対象となります。
	手続き可能な人
	①相続人 ②相続人とご同居の家族 ③その他の方 ⇒お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 標識交付証明書 ☐ ナンバープレート 遺族のもの ☐ 本人確認書類（2ページ参照）	税務課 ☎ 098-936-1234 （内線 1612、1611）

納付に係る手続き

手続き 町税の納付が済んでいない時の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の町税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 納税通知書 遺族のもの ☐ 本人確認書類（2ページ参照）	税務課 ☎ 098-936-1234 （内線 1631、1632）

口座振替停止の手続き

手続き

亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、口座振替の停止手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）を利用されていた場合は、金融機関において口座振替の停止手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 納税通知書 遺族のもの ☐ 本人確認書類（2ページ参照）	各金融機関

10. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き

名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が使用名義者の場合、名義変更または、閉栓手続きが必要となります。 ※閉栓手続きのみ電話受付可能で翌営業日の作業となります。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族または同居人 ※上記以外の方が手続きをする場合、下記までお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類（2ページ参照） ☐ 新使用名義者の印鑑	上下水道課 ☎ 098-936-3923（直通）

11. その他に関する手続き

保護者等が亡くなられたことにより経済的にお困りの方

手続き 就学援助の申請

手続き詳細	期 限
保護者等が亡くなられたことにより経済的にお困りの場合に、小・中学校の学用品費、修学旅行費等を援助します（審査基準あり）。 ※すでに就学援助を受けている方でも保護者が変更になる場合には、手続きをしてください。 ※原則、申請日を基準に認定日を決定します。認定日以降の費用が、援助対象です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 本人確認書類（2ページ参照） ☐ 預金口座の通帳またはキャッシュカードの写し ☐ 児童扶養手当受給証明書の写し（該当者のみ）	学校教育課 ☎ 098-982-7705（直通）

MEMO

町営住宅に入居していた

手続き 町営住宅に関すること

手続き詳細	期 限
【名義人が亡くなられた場合】 町営住宅に入居されていた名義人が亡くなられた場合は、住宅明渡しの手続きが必要となります。ただし、同居者が引き続き居住を希望される場合は、入居承継手続きが必要となります（入居承継には要件があり、必ず認められるものではありません。）。 【同居者が亡くなられた場合】 同居者が亡くなられた場合は、同居者異動手続きが必要となります。	【町営住宅を明渡す場合】 退去する10日前 【入居承継を希望する場合】 すみやかに 【同居者が亡くなられた場合】 すみやかに
	手続き可能な人 【名義人が亡くなられた場合】 同居者（同居者がいない場合は、ご遺族） 【同居者が亡くなられた場合】 名義人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きに来る方の本人確認書類（2ページ参照） 【町営住宅を明渡す場合】 ☐ 町営住宅明渡届（都市計画課配布） ※退去するには、事前に町の住宅内検査を受ける必要があります。 【同居者が亡くなられた場合】 ☐ 町営住宅同居者異動届（都市計画課配布） 【入居承継を希望する場合】 ☐ 町営住宅入居者名義変更申請書（都市計画課配布） ※その他の必要書類については、都市計画課までお問い合わせください。	都市計画課 ☎ 098-982-7703（直通）

MEMO

11. その他に関する手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
役場で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主の死亡の日から30日以内
	手続き可能な人
	新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
	保健衛生課 環境衛生係 （保健相談センター） ☎ 098-982-7033

MEMO

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	—	ご遺族の状況によって必要な提出書類が異なりますので、年金事務所へお問い合わせください。 【問い合わせ先】 コザ年金事務所 お客様相談室 ☎ 098-933-2267（自動音声①→②） ※予約が必要です。

少し落ち着いてから行う役場外での手続きチェックリスト

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	沖縄県警察 ☎ 098-862-0110 運転免許センター各支所 （中部支所） ☎ 098-933-0442
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 肝炎治療受給者証 ・ 先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ・ 特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	沖縄県中部保健所 ☎ 098-938-9883
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
クレジットカード	☐	解約	各契約会社 ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		

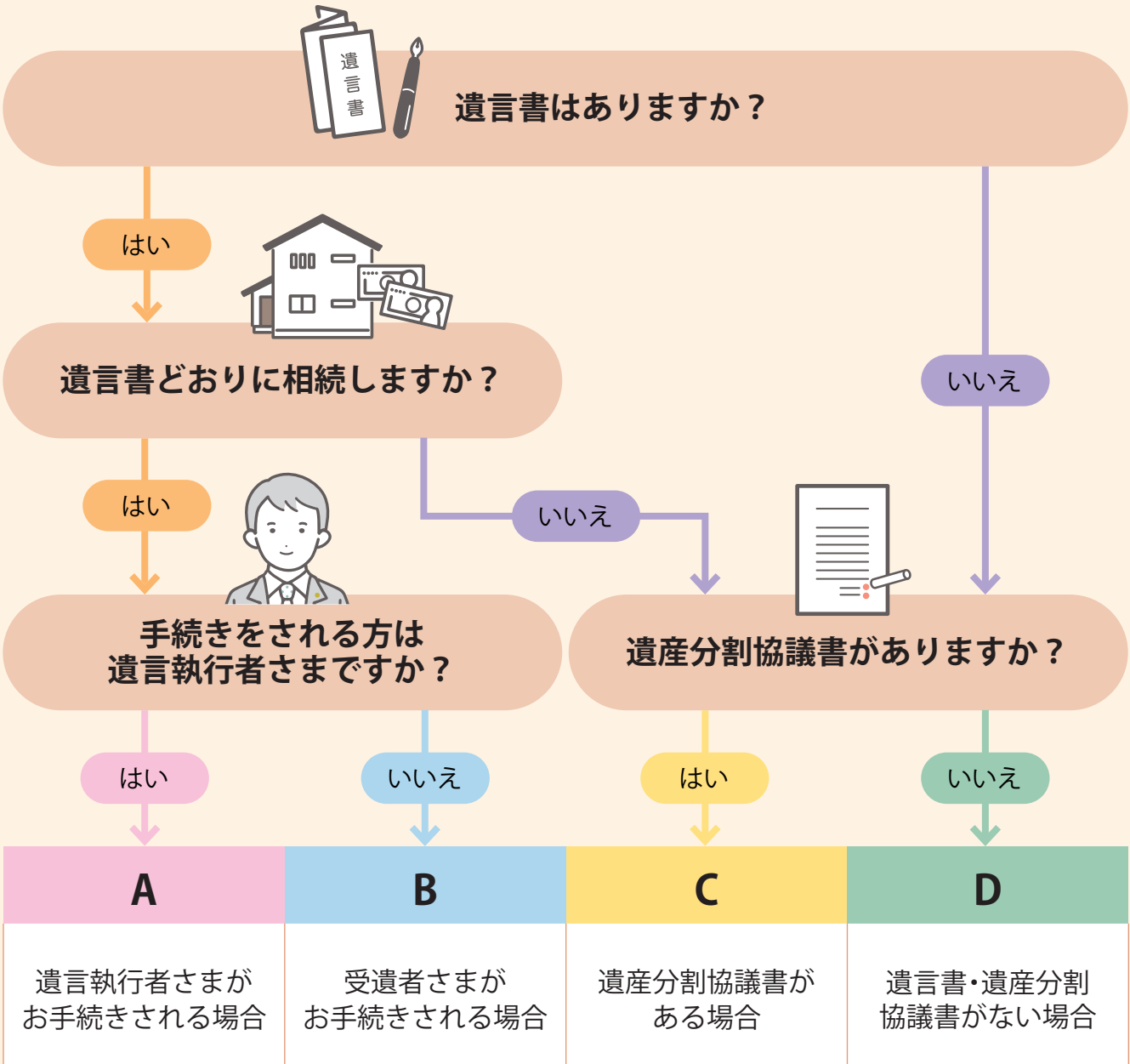
※手続きに必要な書類の中には、町役場で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、町役場にお越し
いただくと手続きが進めやすくなります。

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役場の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、当該市町村が固定資産税の課税のために把握している不動産を確認することができます。 ※他市町村所在の不動産は記載されません。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

問い合わせ先：沖縄税務署 ☎ 098-938-0031

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

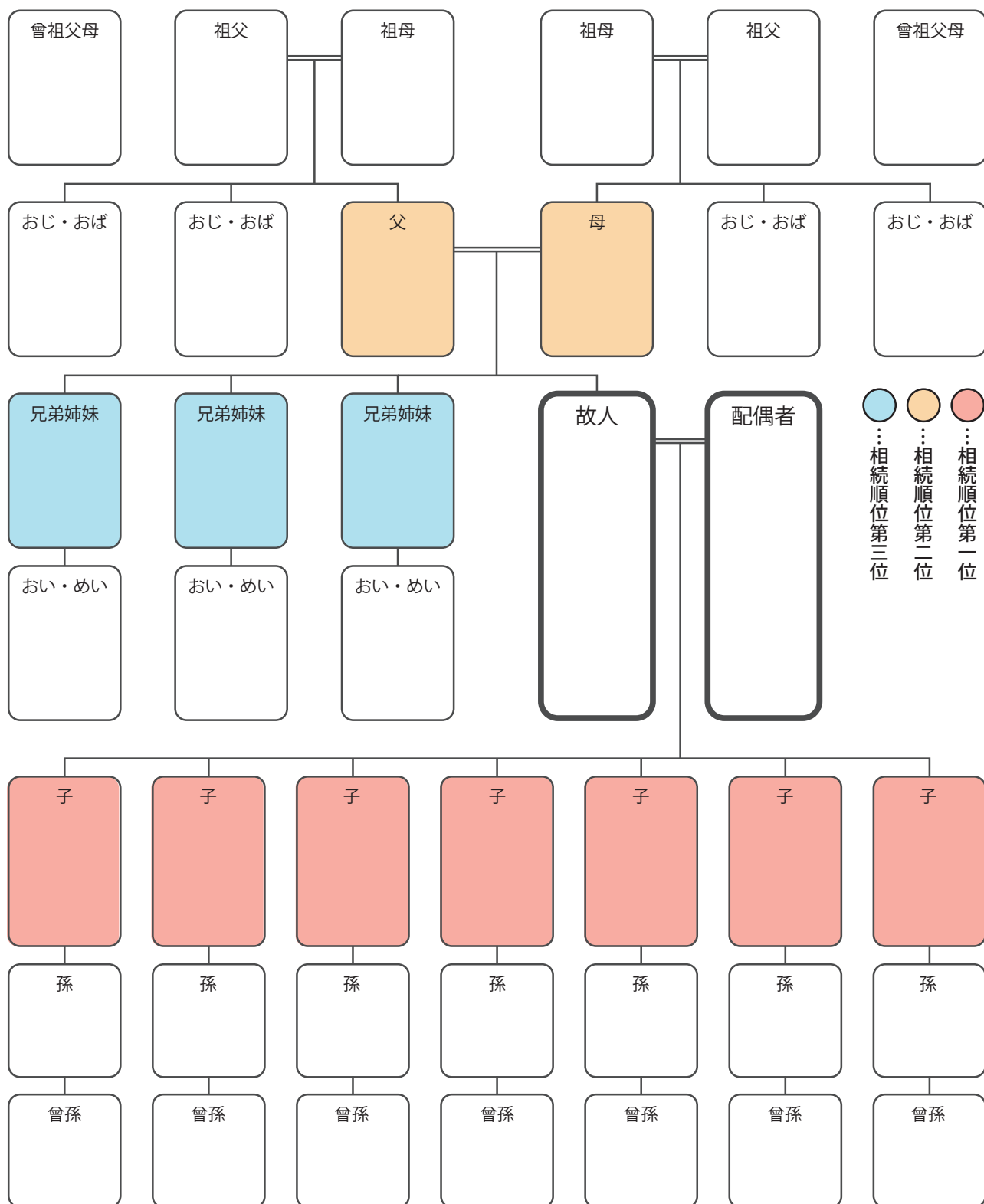
各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



【法定相続人とは…】

- ・民法により定められた相続人です。
- ・相続順位は下記のように定められています。

配偶者（常に法定相続人になる）

第一順位（子。故人より先に亡くなっているときは孫やひ孫）

第二順位（第一順位がない場合。父母や祖父母）

第三順位（第二順位がない場合。兄弟姉妹。故人よりも先に亡くなっているときは甥や姪）になります。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

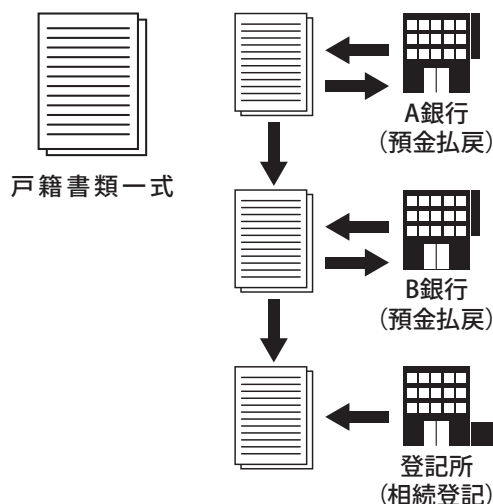
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

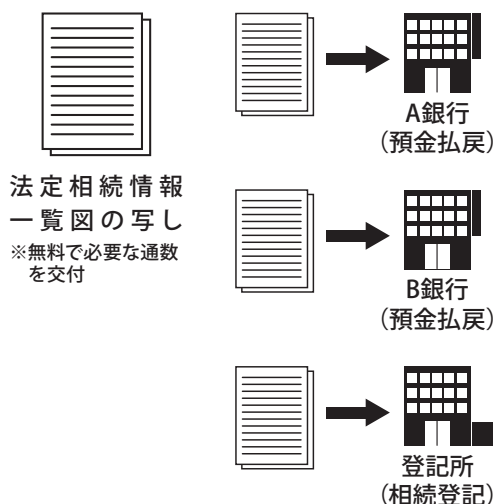
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

MEMO

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係にあったことの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 亡くなった方（被保険者、被保険者であった方）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____（①との続柄：_____）

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯でしたが、住民票上の住所は同一でした。

【住民票上、別世帯となっていた理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。

【住民票上、別世帯（別住所）となっていた理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く

3. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

(1) 別居していた理由を以下に記載してください。

(2) 経済的援助の状況について、以下に記載してください。

②(亡くなった方)から①(請求される方)に対する経済的援助(あり・なし)

経済的援助の回数 (年・月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容 _____

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

①(請求される方)から②(亡くなった方)に対する経済的援助(あり・なし)

経済的援助の回数 (年・月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容 _____

(3) 音信・訪問の状況について、以下の㉖～㉗に記載してください。

㉖ 音信の手段 (訪問・電話・メール・その他: _____)

㉗ 訪問回数 (年・月・週 : 約 _____ 回程度)

㉘ 音信・訪問の内容 _____

第三者による証明欄

※ 上記1に○をされた場合(住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同一である場合)または生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実と相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日: 令和____年____月____日 ※ 表面の申立日(記入日)以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____

※ 法人(会社、病院、施設等)・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係にあったことの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 亡くなった方（被保険者、被保険者であった方）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____（①との続柄：_____）

上記①・②の方の状況に応じて、次の1、2のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。

【住民票上、別住所となっている理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く

2. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

【経済的援助の状況について、以下に記載してください。】

②（亡くなった方）から①（請求される方）に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数（年・月 約 _____ 回程度）

経済的援助の金額（年・月 約 _____ 円程度）

経済的援助の内容

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

①（請求される方）から②（亡くなった方）に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数（年・月 約 _____ 回程度）

経済的援助の金額（年・月 約 _____ 円程度）

経済的援助の内容

第三者による証明欄

※ 生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日：令和____年____月____日 ※ 表面の申立日（記入日）以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____

※ 法人（会社、病院、施設等）・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様

委任状

代理人

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)北谷町長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

MEMO

MEMO

発 行 北谷町役場

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2026 年 8 月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を北谷町が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

